

「指定介護予防支援事業の基準」及び「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準」に関する条例制定について

1 条例制定の必要性

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴い、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正され、これまで厚生労働省令等で全国一律に定められていた「指定介護予防支援事業の基準」及び「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準」について、平成 27 年 4 月までに市町村が条例で定めることとされました。

2 条例を制定する現行の基準

- ◎ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- ◎ 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（介護保険施行規則（平成 11 年厚生労働省第 36 号）第 140 条の 66）

3 基準の分類

今回の条例制定に当たっては、現行の基準を厚生労働省令により「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に分類し、この分類に従って条例制定することになります。

基準の分類	内 容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 条例制定の考え方

- (1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

【考え方】

市の実情に国の基準と異なる特別な事情はないことから、基本的には国の基準を指宿市の基準とします。ただし、「記録の整備」（参酌すべき

基準)については、現行の基準でサービスに係る記録の保存期間を2年間と定めているところを次の理由で5年間とします。

(理由)

事業者に介護給付費の過誤等があった場合、市の返還請求権は、地方自治法により期限が5年間と定められていることから、記録の保存期間も5年間とするもの

(2) 地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

【考え方】

市の実情に国の基準と異なる特別な事情はないことから、国の基準を指宿市の基準とします。

5 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日